

復興大臣 竹下 亘 様

福島復興再生特別措置法 改正に関する緊急要望



平成26年11月27日

福島県知事 内堀 雅雄

東日本大震災から3年8か月が経過し、当県では、さまざまな課題や困難に直面しながらも、これまでの多大なる御支援により、避難指示の対象となった市町村（避難市町村）による復興拠点構想の具体化、福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想の進展など、少しずつではあるが復興の動きが着実に進みつつある。

今後、県として市町村と協働で復興に向けた取組を加速していくにあたり、その動きをより確かなものとするため、下記の特別措置について、当県復興・再生の要である福島復興再生特別措置法の改正等により対応いただくよう強く要望する。

1 避難地域の新たなまちづくりの加速化に向けた措置

(1) 町内復興拠点の迅速な整備のための新たな事業制度の創設

避難市町村では、大熊町の大川原地区を始め、ふるさとに帰還する住民の生活や地域経済再生のための拠点（町内復興拠点）の整備が復興計画等で掲げられている。町内復興拠点については、今後策定される「避難地域の将来像」の中核をなすものであるが、一方、土地区画整理事業等の既存の手法では、地権者調整に時間を要し、迅速な整備が困難な場合も見込まれる。

このため、一団地の津波防災拠点制度の原子力災害被災地版となるような、避難市町村で広く町内復興拠点の整備を可能とする全面買収型の新たな事業制度を創設すること。

(2) 町内復興拠点の円滑な整備のための税制上の特例の創設

町内復興拠点の整備における円滑な用地取得を可能とするため、新たな税制上の特例措置（譲渡所得の5,000万円特別控除等）を創設すること。

2 福島再生加速化交付金による帰還環境整備の実現

(1) 福島再生加速化交付金の法定化とインフラ整備への財政支援

避難市町村における復興拠点構想の具体化等に伴い、新市街地整備やアクセス道路等のインフラ整備のニーズが高まっている。

このため、福島再生加速化交付金を福島復興再生特別措置法に位置づけ、既存36事業に加えて、避難地域等の帰還環境整備のためのインフラ整備事業（アクセス道路等、下水道、公園等）を、新たなメニューとして追加すること。

(2) 町内復興拠点整備への財政支援

特に、町内復興拠点を緊急に整備するため、福島再生加速化交付金の新たなメニューとして、用地取得や造成、拠点内の道路・公園等の公共施設や地域住民の交流施設等の整備を可能とする町内復興拠点整備事業（仮称）を追加すること。

その際、避難市町村においては、国直轄除染の実施状況、放射線量の低減の見込みや住民帰還意向の動向など、多くの外的要因を勘案しなければならない原子力災害の特殊事情があることから、事業の地区数及び面積については、地域の特性に応じ柔軟に対応できるよう特段の配慮をすること。

(3) 福島再生加速化交付金の基金積立等

町内復興拠点の整備やインフラ整備事業の福島再生加速化交付金への位置づけとあわせて、避難市町村等における事業推進の困難性や手続き簡素化の観点から、基金積み立てを可能とすること。

また、避難市町村等の意向を踏まえ、同交付金を自主性・主体性の高いものとするとともに、復興に必要となる事業や経費を対象に追加すること。

3 ふるさとでの事業再開のための「福島再開投資等準備金」税制の確実な実現

避難地域における住民の帰還促進には、帰還後の日常生活・雇用を支える地元企業の事業再開が必要であることから、当該事業者が避難解除区域等で事業再開するまでの間、実質無税化が可能となることで再開投資等を促す「福島再開投資等準備金」制度について、福島復興再生特別措置法等により確実に実現すること。

なお、支援の対象は、ふるさとで事業再開を行う地元企業に限定されることから、県が認める際の手続きを簡素なものとするなど、使い勝手のよい制度とすること。

4 「イノベーション・コースト構想」推進のための特別な措置

イノベーション・コースト構想については、「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）2014」にも位置づけられ、廃炉やロボット等に関する最先端の研究等を通じて関連産業の集積を促進するものであり、浜通り地域再生のエンジンとなるものである。

このため、ロボット産業等を通じた新産業創出・集積を重点的に取り組むことが可能となるよう、イノベーション・コースト構想推進に資する規定を設けること。

5 住民等が安心して帰還できる生活環境の実現のための措置

長期の避難生活に起因した避難者の健康状態の悪化や孤立等により、震災関連死が直接死を上回る状況となるなど、課題が深刻化している。

また、避難地域では、イノシシなどの野生鳥獣が人里へ出没し、農地の掘り返しや、家屋への侵入など深刻な被害が継続している。

このような状況を踏まえ、ふるさとに戻ることでできるまでの避難者等の見守りや相談体制の充実、避難地域への住民等の帰還に向けて不可欠な鳥獣対策等に関する規定を設けること。